

函館市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 号

函館市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市知的障害者福祉法施行細則（平成 8 年函館市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 知的障害者更生指導台帳 市長が別に定める様式

第 6 条第 2 号中「別記第 2 2 号様式」を「別記第 2 1 号様式」に改め、同条第 3 号中「別記第 2 3 号様式」を「別記第 2 2 号様式」に改める。

第 8 条第 2 項中「別記第 2 4 号様式」を「別記第 2 3 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 2 5 号様式」を「別記第 2 4 号様式」に改める。

別記第 2 1 号様式を削り、別記第 2 2 号様式を別記第 2 1 号様式とし、別記第 2 3 号様式から別記第 2 5 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。